

障害者差別解消支援地域協議会の設置等の推進に向けた検討会について

〔平成 28 年 12 月 8 日
政 策 統 括 官
(共生社会政策担当)決定〕

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)の施行に当たり、障害者差別解消支援地域協議会の設置等の推進に向けた検討を行うため、障害者差別解消支援地域協議会の設置等の推進に向けた検討会(以下「検討会」という。)を開催する。
- 2 検討会の構成は、座長及び構成員 10 人以内とし、政策統括官(共生社会政策担当)が指名する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求めることができる。
- 4 検討会の庶務は、政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。